

津島市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条—第4条）

第3章 市民と議会の関係（第5条・第6条）

第4章 議会と行政の関係（第7条—第9条）

第5章 自由討議の保障（第10条）

第6章 委員会の活動（第11条）

第7章 政務活動費（第12条）

第8章 議会及び議会事務局の体制整備（第13条—第15条）

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第16条—第18条）

第10章 議会運営の最高規範性及び見直し手続（第19条・第20条）

附則

（前文）

津島市議会は、地方分権の時代にあつて、市長、議会の二元代表制のもと自治体行政の執行について、評価・監視機能及び立法機能を十分発揮し、積極的に政策提言等を行い、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すものである。

津島市議会は、役割と責務に基づく合議制の機関であり、市民の意思の反映に努め、自らの創意と工夫によって市民との協調のもと、歴史と伝統ある津島市のまちづくりを推進していくものである。

津島市議会及び議員は、議会の公正性、透明性、独自性を確保することにより市民に開かれた議会、市民参加の議会を推進するため、この基本条例を定めるものである。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会運営及び議員に係る基本事項を定め、市民の負託にこたえ、市民に親しまれる開かれた議会を実現することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行うこととする。

- (1) 公正性、透明性及び独自性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めること。
- (3) 市民にとって、分かりやすい言葉を用いた説明に努めること。
- (4) 議会内での申合せ事項は、不断に見直しを行うこと。

- (5) 市民の傍聴の意欲を高める議会運営を行うこと。
- (6) 市民からの要請に応じ、審査経過等の説明に努めること。
- (7) 議会は、議会独自又は執行機関とともに、市民公益に関する事件につき、上部関係機関に意見書等により提出すること。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行うこととする。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討論を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高め、市民の負託に応える活動をすること。
- (3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うため、同一理念を共有する政策集団（以下「会派」という。）を結成することができる。

2 会派については、別に定める。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第5条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、常任委員会及び特別委員会を原則公開とする。
- 3 議会は、常任委員会等の運営に当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
- 4 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案及び提案能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。
- 5 議会は、請願及び陳情に関して意見を聴取することができる。

(議会報告会)

第6条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会等を行うものとする。

2 議会報告会については、別に定める。

第4章 議会と行政の関係

(議員と市長等の関係)

第7条 議会は、議会審議における議員と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係について、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなけ

ればならない。

- (1) 本会議及び委員会等における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。
- (2) 議長からの求めにより本会議又は委員会（以下「本会議等」という。）に出席した市長等は、本会議等における議員の質問に対し、議長又は委員長の許可を得て質問及び質疑の趣旨を確認するための発言をすることができる。

（議会審議における論点情報の形成）

第8条 議会は、まちづくりの基本方針並びに市民生活に重要な影響を及ぼすことが予想される施策及び事業について、市長等に対し、その政策形成過程等を明らかにするため、次に掲げる事項について説明を求めることができる。

- (1) 政策の発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算

（予算及び決算における政策説明）

第9条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明を求めることができる。

第5章 自由討議の保障

（議会の討論）

第10条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならない。

- 2 重要な政策及び課題については、共通認識の醸成を図り合意形成を得るため、討論会を開くことができる。

第6章 委員会の活動

（委員会の活動）

第11条 委員会審査に当たっては、資料等を積極的に求めながら、市民に対し分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

第7章 政務活動費

（政務活動費の執行）

第12条 政務活動費は、議員が政策立案又は提案を行うための調査及び研究その他の活動に資するため交付されるものであり、津島市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年津島市条例第1号）に基づき適正に執行されなければならない。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第13条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民各層等との議員研修会を開くことができる。

(議会広報の充実)

第14条 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第15条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査・立法機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第16条 議員は、市民の負託に応えるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

2 議員の政治倫理については、別に定める。

(議員定数)

第17条 議員定数は、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題を考慮し、人口、面積、財政力及び類似市の議員定数と比較検討し、決定するものとする。

(議員報酬)

第18条 議員報酬の額は、社会情勢に照らし、市民の理解が得られるものとする。

第10章 議会運営の最高規範性及び見直し手続

(議会運営の最高規範性)

第19条 この条例は、議会の運営における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反するいかなる議会の条例、規則等も制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

(見直し手続)

第20条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを全議員において検討するものとする。

2 議会は、前項の規程による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。